



岡山県市町村総合事務組合職員給与条例の一部を改正する条例（平成 25 年岡山県市町村総合事務組合条例第 2 号）をここに公布する。

平成 25 年 2 月 26 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 河 島 建



岡山県市町村総合事務組合職員給与条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合職員給与条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 号中「及び貸付金の償還金」を「、貸付金の償還金及び地方公務員賠償責任補償特約付傷害保険賠償責任補償特約付普通傷害保険の保険料」に改め、同条第 6 号中「旅行会、」を削る。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合職員給与条例の新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| (給与からの控除) | (給与からの控除) |
| 第 22 条 地公法第 25 条第 2 項の規定により、管理者は、職員の給与の支給に際してその給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。 | 第 22 条 地公法第 25 条第 2 項の規定により、管理者は、職員の給与の支給に際してその給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。 |
| (1) 略 | (1) 略 |
| (2) 岡山県市町村職員共済組合の積立貯金の掛金、 <u>貸付金の償還金及び地方公務員賠償責任補償特約付傷害保険賠償責任補償特約付普通傷害保険の保険料</u> | (2) 岡山県市町村職員共済組合の積立貯金の掛金及び <u>貸付金の償還金</u> |
| (3)～(5) 略 | (3)～(5) 略 |
| (6) 職員親睦会の会費 | (6) 職員 <u>旅行会</u> 、親睦会の会費 |
| (7) 略 | (7) 略 |